

教育は教職員の雇用の安定があつてこそ

—— 教職員の協力・共同で豊かな教育づくりを ——

ユネスコの「教員の地位に関する勧告」

1966年に国連教育科学文化機関(ユネスコ)の特別政府間会議で採択されました。「教育の発展における教員の本質的役割」を重視し、教育の専門職にふさわしい教員の地位に関する諸原則、具体的条項が盛り込まれています。

第45項は、教員の雇用安定と身分保障について「教育及び教員の利益に欠くことができない」とし、「たとえ学校組織、または、学校内の組織に変更がある場合でも、あくまでも保護されるべきである」としています。

日本政府も1966年の採択では賛成しましたが、歴代政権の教育政策で、ユネスコの勧告からかけ離れた状況が教育現場に生まれています。



私学教職員の雇用安定に不可欠な私学助成の拡充

私学の教育を支えている 有期雇用教職員

生徒数、クラス数やクラス定員、教職員数が法律や自治体、教育委員会で決められている公立学校と違い、私学は、その規模や教育労働条件は各学園によって異なり、財政状況も違います。

ですから、私学で働く有期雇用教職員の数や労働条件は各学園で違います。しかし、有期雇用教職員の果たしている役割は大きく、有期雇用教職員がいなければ私学の教育が成り立たないと言っても過言ではありません。

有期雇用教職員の雇用と労働条件の改善は私学の教育の充実と発展に資する大切な問題です。

私学で 有期雇用が増える訳

大阪府の私学助成、とりわけ学校の運営経費に対する経常費補助金が長年にわたり削られ抑制されて、学園の収入の30%にまで落ち込んでいます。

そのため、私学がその財政・経営を維持するためには生徒確保が不可欠となり、生徒獲得競争が激しくなるなか、生徒数の増減に対応する教職員数の「調整弁」として1年契約の有期雇用、常勤講師制度が採用され、大きく広がっているのです。

私学助成の拡充と 私学教職員の雇用

このような生徒数の増減、今後の生徒数の減少の下、私学の財政を安定化するには、私学助成、特に経常費補助の抜本的な拡充が不可欠です。

私学助成の拡充で私学の財政・経営の安定をはかることが、有期雇用ではなく、教職員の専任採用の確かな保障となります。

